

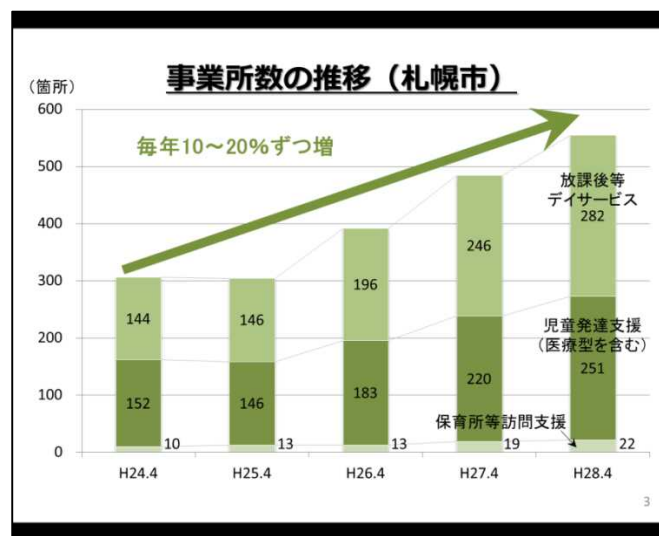
基本方針の策定（平成 24 年 10 月）

- 方針 1 障がい種別に関わらない重層的な支援
- 方針 2 地域から必要とされる相談支援の拠点
- 方針 3 児童発達支援事業所や関係機関との支援ネットワークの構築



取り巻く環境の変化

1 障害児通所支援事業所の急増に伴う療育の質の低下の懸念



- 2 「公立児童発達支援センターあり方検討会議」からの中間報告（平成 28 年 6 月）
 ⇒ 指定管理者制度の導入により、サービスの向上と柔軟な運営体制の構築を目指すべき。
 ※ 「障がい児施設」に指定管理者制度を導入するとした場合、本市では初めての事例となる。

3 市有療育施設の老朽化

【例】



昭和 60 年築

みかほ整肢園・あかしあ学園（東区）



平成 5 年築

はるにれ学園・発達医療センター（中央区）



障がい児支援体制について、中長期的な視点に立った方向性を定める
 必要があるため審議会に諮問